

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たき台）を設定した考え方・理由を記載	サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤文字下線にて記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、 青文字下線にて記載 一文に複数要件が記載しており、他のセルの要件と組む場合（当該セルの要件組づけとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。		
1. 定時登録管理												
1.1. 定時登録・抹消												
1.1.1. 定時登録	登録基準日、名簿調製日を基に、登録月時点での選挙人名簿に登録される資格を有する者（18歳到達者、転入3ヶ月、職権回復、転出取消等）を一括して管理（登録）できること。 投票区は最新の住所を基に自動で設定されること。 域内に複数の選挙区がある場合は、最新の住所を基に自動で設定されること。	公職選挙法第22条に基づき、各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第21条に規定された選挙資格を有する者を判断し、登録を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、必要に応じて手動でも変更が可能であるものとする ・ 複数選挙区に対応しているものとする	指定する日において、登録月時点での選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括して登録できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.13 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の選挙における登録抹消の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。また、月次での抹消判定もできること。	業務機能要件書>定時登録 No.13 定時（3か月に1回（3月、6月、9月、12月））に転入者・年齢到達者の選挙人名簿登録ができること。 No.15 有権者に対する投票区の設定は、 住所(番地)及び町会（行政区）の範囲で住民票情報から自動判定し設定 できること。	他団体とは異なり、 例月処理にて名簿登録処理を実行しており、3ヶ月毎の定時登録においては、抄本作成、帳票作成、統計作成がメインの業務となる <ヒアリング結果より> 例月処理については登録は実施せず、抹消処理のみを実施している。	1.全般 No.1 永久選挙人名簿の管理ができること。 No.2 年齢満18歳以上を対象として、選挙人登録ができること。 No.3 公職選挙法第二十一条に基づき、 表示登録 ができること。 No.5 投票区は 住所を基に自動で設定 されること。 3.定時登録処理 No.1 定時登録の処理要件を登録できること。処理要件は、 基準日、登録日を入力することで転出期限、転入期限等の要件を自動で設定 できること。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。 定時登録管理>選挙人登録 No.11 選挙資格の登録されている者を対象に、 指定された選挙種別の選挙人登録 ができること。	JDBA09 名簿管理>選挙人登録 選挙資格の登録されている者を対象に、 指定された選挙種別の選挙人登録 を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調製 No.10 定時登録名簿の調製時は、画面上から登録基準日、名簿調製日をセットして、実行ボタンを押すだけで調製処理が完了できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調製 No.12 名簿調製では公職選挙法（以下「公選法」という）に基づき、適正に登録、抹消ができること。また、転出取消や再転入、職権消滅といった異動も正しく判定できること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>定時登録 No.4-1 3、6、9、12月の定時登録ができる。
1.1.2. 定時抹消	登録基準日、名簿調製日を基に、登録月時点での選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、国籍喪失、転出後4ヶ月経過、職権回復、在外転入）を一括して管理（削除）できること。	各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外移転登録者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外移転登録については、「在外移転登録」参照のこと。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、必要に応じて手動でも変更が可能であるものとする	指定する日において、選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、国籍喪失、転出後4ヶ月経過等）を一括して抹消できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.13 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の選挙における登録抹消の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。また、月次での抹消判定もできること。	業務機能要件書>定時登録 No.14 定時（3か月に1回（3月、6月、9月、12月））に転入者・死亡者の選挙人名簿の抹消ができること。 <ヒアリング結果より> 住民記録側のシステムにも在外移転登録をした情報を保有しているが、画面での確認はできない。	<ヒアリング結果より> 他団体と同様、3ヶ月毎の定時登録を実施しており、月次の登録は実施していない。月次は抹消のみとなる。	3.定時登録処理 No.3 死亡、国籍喪失、失職した者、転出後4ヶ月経過した者、 在外移転登録 をした者を対象に名簿から抹消できること。 <ヒアリング結果より> 住民記録側のシステムにも在外移転登録をした情報を保有しているが、画面での確認はできない。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。	JDBA03 名簿管理>選挙資格抹消 表示者（消除者）で消除してから4ヶ月経過した者を対象に、一括抹消を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調製 No.12 名簿調製では公職選挙法（以下「公選法」という）に基づき、適正に登録、抹消ができること。また、転出取消や再転入、職権消滅といった異動も正しく判定できること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>定時登録 No.4-1 3、6、9、12月の定時登録ができる。
1.2. 選挙資格管理												
1.2.1. 住記異動情報反映	住民記録システムから取得した住記異動情報のうち住所異動について、選挙資格情報に一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居した場合、登録内容の移替が自動で行えること。 転出者の表示登録が行えること。 また、住記異動情報のうち、更新に確認を要する異動（職権記載、職権修正、帰化、国籍回復等）については、対象者を抽出し、手動で更新を行えること。（自動更新されないこと。） 該当者の一覧を出力できること。 【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市において、区間異動した場合、登録内容の移替が自動で行えること。	住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第27条に規定された、選挙人名簿の表示および訂正等を行う。 訂正のうち、住所異動によるデータの更新については、処理件数を考慮し、自動更新とする。一方、職権記載や職権修正、帰化、国籍回復等、職員による目視による確認を要するものについては、対象データ表示後に手動更新を行うこととする。	<ヒアリング結果より> 住記異動情報を日次で連携している。定時登録においては、全住記異動情報を選択し、これを基に選挙人名簿登録を実施している。 ※帰化者の情報は住記側の処理結果に基づき自動反映すること。 ※バッチ処理を想定 民法772条に関する出生届に空欄の子について、住民票の記載に基づき、 選挙人名簿への登録 ができること。 <ヒアリング結果より> 民法772条に関する出生届に空欄の子について、法務局への照会が必要であるため、該当者は現在存在しないが、都からの通知に基づき機能要件として記載を行っている。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>有権者の資格判定 No.18 登録者情報から、有権者の資格判定ができること。また、住記異動情報が確認できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>有権者の資格判定 No.18 登録者情報から、有権者の資格判定ができること。また、住記異動情報が確認できること。	<ヒアリング結果より> 住民記録システムと共通のDBを参照しており、常に最新の情報を取りに行っている。		3.定時登録処理 No.7 住所や氏名に変更があった場合、住民記録の情報より自動で名簿の更新ができること。 定時登録管理>名簿照会 No.2 住記システムの住記の転入・転出・死亡等の住記異動情報は、選挙システムにシステム連携ができること。 定時登録管理>選挙資格管理 帰化 No.5 帰化して3ヶ月の判断ができること。	定時登録管理>名簿照会 No.2 住記システムの住記の転入・転出・死亡等の住記異動情報は、選挙システムにシステム連携ができること。 定時登録管理>選挙資格管理 帰化 No.5 帰化して3ヶ月の判断ができること。		外部連携>住記異動データ連携>住記異動データ連携 No.1 住記上の異動データを名簿管理システムに取り込み、異動状況を管理できること。 取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログにより内容を確認できること。 取り込みを自動運転することができること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>権限発行 No.4-20 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 帰化対象者リスト
1.2.2. 補正登録	名簿登録後でも、住記異動データ連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括で追加登録できること 該当者の一覧を出力できること。	公職選挙法第26条に基づき、補正登録を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿未登録者について、自動で名簿番号を付番し、補正登録処理ができるものとする	名簿登録後でも、選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括で追加登録できること。該当者の一覧を出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.7 選挙資格を持っていないものを対象に、選挙資格情報の登録・修正ができること。また、更新後に異動確認票を出力できること。	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムの情報は住記システムの情報と一体であり、運用上定時登録の補正は不要である。機能上選挙人名簿システムで実施は可能である。 選挙時登録以降は期日前で補正登録が可能だが、運用上実施していない。 11条対象者の登録情報が誤った場合において、選挙人名簿システム上で補正を実施したことはあるが、基本的に選挙人名簿システム上で補正を行う運用は実施していない。	<選挙人名簿管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿世帯新規登録>個人画面(追加) /世帯画面 No.55 必要な個人情報を入力して、選挙人情報に登録する。 世帯画面に遷移する。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。	JDOA02 名簿管理>選挙資格登録 選挙資格を持っていないものを対象に、選挙資格情報の登録を行います。 また、更新後に異動確認票を出力します。	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報登録 No.7 住記異動データ連携とは別に、選挙人情報を名簿管理システムへ登録できること（連携に先行して帰化者を登録、或いは補正登録する必要のある者を登録する）。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格登録 No.1-1 通常選挙の資格登録ができる。

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.2.3. 訂正	選挙人名簿に登録された者で、個人情報などの誤りが判明した者について、管理（修正）ができること。該当者の一覧を出力できること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第27条3項に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿調製処理毎に住民記録情報と名簿情報の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるものについて、確認および修正を行うことが可能であるものとする ・前回登録者のうちに性別変更者がある場合、名簿調製確定前に個別に確認できるものとする <ヒアリング結果より> 自治体Aでは、住民記録情報の異動情報を日次で取得しているだけでなく、名簿調製時においては住民記録情報の全情報を取得し、差分チェックを行いエラーチェックを実施している。	選挙人名簿に登録された者で、その登録内容に変更があった場合は、オンラインで変更を登録できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はパッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.9 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。 ●同じ行政区内で複数の投票区がある場合は地番により投票区を振り分けできること。 <ヒアリング結果より> 削除→再登録ではなく、現在の登録情報を修正する機能である。	<ヒアリング結果より> 1.2.2と同様の内容	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿定時登録>個人画面（更新） No.85 選挙人の下記の情報の更新を行う。 ・選挙人情報（住所・氏名等の個人情報） ・はがき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報 ・二重登録処理に関する情報 ・郵便/船員に関する情報 投票状況を表示する。 以下の各帳票を印刷する。 （帳票）不在者投票宣誓書（兼請求書） （帳票）投票所のご案内 （帳票）無効投票自動訂正結果票 （帳票）有権者自動訂正結果票 （帳票）請求書（自管用） （帳票）請求書（代理記載用） （帳票）「郵便等による不在者投票」の投票用紙等の請求について （帳票）選挙権のお知らせ 個人情報の変更履歴を表示する。 名簿管理メニュー>名簿定時登録>住所変更 No.100 選挙人の住所・郵便番号を変更する。 ※[個人画面（更新）][個人画面（追加）]画面で使用	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。 No.1002 選挙人名簿の修正において、投票区の設定も変更できること。	JDOA03 名簿管理>選挙資格修正 選挙資格情報を持っているものを対象に、選挙資格情報の修正を行います。 また、更新後に異動確認票を出力します。	選挙資格管理>選挙人名簿情報修正>選挙人名簿情報訂正 No.8 個人情報などの誤りが判明した者について、住基側でデータ修正できない場合、名簿管理システムで修正できること。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格訂正 No.1-2 通常選挙の資格訂正ができる。
	(住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 定時登録、定時抹消、住民異動情報戻しにおいて、自動更新されずエラーが発生したのについて、一覧を表示できること。また、各エラー対象者について管理（修正）ができること。	住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合、住民記録システムからの連携データと選挙人名簿管理システムのデータの突合において、データ不整合により自動更新ができない場合が想定されるため、画面上でエラー内容の確認及び修正が行える必要があると判断した。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿調製処理毎に住民記録情報と名簿情報の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるものについて、確認および修正を行うことが可能であるものとする							外部連携>住基異動データ連携>住基異動データ連携 No.1 住基上の異動データを名簿管理システムに取り込み、異動状況を管理できること。 取込み処理におけるエラーを通知し、エラーログにより内容を確認できること。 取込みを自動連携することができること。		
1.2.4. 抹消	選挙人名簿に登録された者のうち、誤載などの理由でその登録を抹消すべき者を管理（削除）できること。該当者の一覧を出力できること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第28条3項に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・新住基から住民異動情報取得し、随時抹消処理および関係帳票の出力ができるものとする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.9 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。 ●同じ行政区内で複数の投票区がある場合は地番により投票区を振り分けできること。 No.14 「誤載」による抹消者リストが作成できること。 ●死亡、転出の他に「誤載」の区分が必要 ●誤載による抹消者は告示する必要があるため、転出、抹消とは別にこの区分が必要である。 No.15 抹消者リスト、登録者リストなどは、投票区ごとに対象者数を集計し、リストに表示すること。（男女別、計）	業務機能要件書>定時登録 No.16 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡・基準日及び転出基準日を設定できること。 選挙人異動>抹消者一覧 No.88 抹消者(転出者、死亡者)を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び抹消日が確認できること。 No.89 抹消者一覧の絞り込み条件として、通常表示、死亡者表示、転出者表示又はその他表示を選択できること。また、抹消日の開始日及び終了日を選択できること。		<ヒアリング結果より> 削除機能は搭載されているが、一覧を出力することはできない。削除のための確認票が出力される。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。		選挙資格管理>選挙人名簿情報修正>選挙人名簿情報抹消 No.9 名簿管理システムに登録された者のうち、誤載などの理由で管理する必要のなくなった者を抹消できること。 選挙資格管理>選挙人名簿登録>名簿抹消 No.13 公選法に基づき、適正に名簿抹消できること。 選挙資格管理>選挙人名簿抹消一覧>抹消者一覧の作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格抹消 No.1-3 通常選挙の資格抹消ができること。 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-23 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 抹消予定者名簿 ※国、県レベルの登録のみ作成	
1.2.6. 新成人に対する通知作成	新成人を抽出し、宛名ラベルの出力ができること。	新成人を対象に選挙の勧奨通知を送付する団体が多く存在するため、抽出及び宛名ラベルの作成が必要と判断した。	<ヒアリング結果より> 対象者に対しバースカードを送付している。	定時登録時、17歳で次の登録月の前月の末日までに18歳になるものを管理し、一括で登録ができること。また、対象者の抽出ができること。市販の宛名ラベルに対象者の住所、氏名等が出力可能なこと。 ※一覧出力はパッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>選挙資格新規登録 No.12 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者を対象に、一括登録できること。本処理後に新規登録者名簿（帳票No.6）を出力すること。	業務機能要件書>定時登録 No.18 「投票区別 新規登録者数集計表(18歳)」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>新成人者啓発業務 選挙啓発用新成人者リスト作成処理の実行 No.8 新成人者向啓発封書を送付するため、処理月に満20歳となる新成人者を対象とし選挙用成人者名簿と送付フックを作成する。 また、送付フック出力内容に外字・桁あふれが存在する場合は、外字リストを作成する。	3.定時登録処理 No.2 選挙権年齢到達、転入3カ月要件を満たす者を対象に新規に名簿登録ができること。 4.定時登録（帳票） No.10 年齢要件到達による新規登録者を対象に、お知らせメールが出力できること。 <ヒアリング結果より> 定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登録にも出力している。	<ヒアリング結果より> 一覧出力、ラベル印刷が可能。滑川町においては、18歳予定者には、啓発文書を出している。	JDBA01 名簿管理>選挙資格新規登録 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者を対象に、一括登録を行います。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-13 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 17才者名簿 ※定時登録のみ 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-16 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 17才者宛名シール ※定時登録のみ作成 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-12 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 基準年齢未満到達者名簿	

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.2.7. 再転入者管理	住民番号が同一の再転入者について、表示登録者に該当する場合、表示の削除ができること。	住民記録システムの標準仕様により、住民記録システム側で再転入になり得る対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者を抽出する機能は不要と判断した。これにより、住民記録システム側で再転入者と判断された者が、4ヶ月抹消の至らない者について、表示の削除を行う仕様とした。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 ・再転入者の二重登録を防止するため、同姓同名で同一の生年月日の者がいる場合、名簿調整確定前に確認用の一覧が作成され、登録の可否を確認できるものとする ・再転入による者について、表示の削除が可能であるものとする	再転入者候補者を抽出（氏名、生年月日等による検索を行い）し、管理できること。 再転入し、表示登録対象者に該当するものを抽出し、管理できること。 ※再転入届出後、3ヶ月未満の者は4ヶ月経過抹消までは転出の表示のまま資格ありとする。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.16 同一リストは投票区ごとに改ページせず、出力枚数を少なくすること。 ●各人の投票区が表示されていることが必須	<ヒアリング結果より> 1.2.2.と同様の内容	選挙事務>選挙業務>二重登録者チェック業務 二重登録者チェックリスト作成処理の実行 No.2 次回登録処理（定時登録、選挙時登録）にて二重登録者の選挙表示を修正する強制付番データを作成するため、転出予定日から1ヶ月以内に再転入した者（二重登録者）となる対象者を抽出し、チェックリストを作成する。 また、次回登録処理の対象者について事前にチェックして、選挙開票項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。	3.定時登録処理 No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の表示者については新規登録ではなく表示の取消ができること。	<ヒアリング結果より> コードを元のものを振るか、新しく振るかで、対応方法は変わる。同じものであれば、自動的な処理を行う。別のコードの場合は、システム上は別人物となるため、自動的な処理はしないが、別途手動でチェックして補正するよう運用となる。 消川町においては、基本的には実施していないが、統計上合わないときは確認している。		選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿の表示の削除 No.15 公選法に基づき、適正に表示の削除ができること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>同一人物該当候補者の把握 No.20 名簿登録処理前に住民番号が異なる同一人物と思われる者を把握することが可能であること。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-26 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 同一人確認リスト 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-9 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表示削除予定者名簿 ※国・県・市レベルの登録のみ作成 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表示削除者名簿
在外移転登録	他システムとの連携を不要とするため、在外選挙人登録を行った選挙人について、移転したことを管理（登録）できること。	1.1.2.の定時抹消において在外移転登録者の抹消を行うため、在外登録をおこなった者の随時登録を行える機能を追加する必要と判断した。										
1.3. 失権者管理												
1.3.1.	法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定により選挙権を失った者について、名簿登録前・登録後にかかわらず、氏名、生年月日、住所、本籍、事由、登録日を管理（登録・修正・削除）できること。	法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定に基づき、選挙権を失った者を登録する。 名簿登録前・登録後の制約を設ける必要はないと判断し、どちらの登録も可能とする。 刑名、復権予定日については、選挙人名簿管理システムにおいては機微情報であり、管理の必要性はないと判断し、管理対象外とした。	§1 名簿調整システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・選挙人名簿の登録の有無および住民登録の消滅の如何にかかわらず、失権者の氏名、性別、生年月日、住所、本籍、失権期間を管理できるものとする ・ 去歴以上の刑に付し、最大刑までの重刑刑とそれ以外の刑の刑名、刑期、金額、裁判所名を管理でき、刑の始期と刑期から復権予定日を自動計算できるものとする ・公選法11条4項、5項、同11条の2、同252条による選挙権および被選挙権の停止期間について管理できるものとする ・個人照会画面および各種帳票で失権者であることが確認できるものとする <ヒアリング結果より> 「選挙人名簿の登録の有無および住民登録の消滅の如何にかかわらず」とあるが、実態として削除するタイミングはいつか。 →4ヶ月後の抹消時に削除される。	既決犯罪通知書に記載された日付けを入力することで、拘留期間も含めた失権となる期間を登録できること。 西暦、和暦両方で入力ができること。 No.10 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報・郵便投票証明書発行情報）の管理ができること。 <ヒアリング結果より> 異動確認を確定し、市から転出している有権者について、転出先に通知を送付する。また保管も行っている。保管期間は永年としている。 異動確認票は異動一覧表である。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.8 失権者の登録ができること。 No.9 法11条適用該当者を登録後に画面で照会できること。 <ヒアリング結果より> 業務機能要件書>11条該当者管理 No.8 失権者の登録ができること。 No.9 法11条適用該当者を登録後に画面で照会できること。	<ヒアリング結果より> 月例処理のタイミングでは欠格者の一覧の作成は実施していない。 失権者の個別の管理はエクセルファイルによる管理を実施している。エクセルファイルの情報に基づき定時登録時に失権者の登録を除く形で実施している。（入力機能として実装されている）	12.失権者管理 No.1 法11条適用該当者等を対象に、失権者として管理できること。 No.2 失権者が転入した場合に、選挙人名簿へ登録される前に予め失権者として管理することができること。 (要望) 定時登録管理>11条該当者管理 No.1004 失権者登録の際に、失権事由を条項・内容で表示されたメニューから選択できること。（又は別に確認できること。）	JDOA05 名簿管理>11条該当者登録 公職選挙法第11条対象者及び公民権停止者の登録を行います。 また、更新後に異動確認票を出力します。 No.81 選出日の管理ができること。 No.82 選挙人名簿の登録要件を満たす前に失権者管理に登録した者は、選挙人名簿の登録要件を満たした後も登録されない扱いとする設定ができること（名簿非登録設定による制御）。	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者管理 No.80 11条該当者の事由、11条該当登録日、復権予定日を管理できること。 No.81 選出日の管理ができること。 No.82 選挙人名簿の登録要件を満たす前に失権者管理に登録した者は、選挙人名簿の登録要件を満たした後も登録されない扱いとする設定ができること（名簿非登録設定による制御）。			
1.3.2.	名簿抄本の作成時に、失権者の印字について有無、有の場合の表示方法（見出し線、備考記載等）、無の場合の表示方法（空白、行詰め等）を選択できること。 また、印字する場合、転出した者について、その旨を名簿に表示できること。	失権者の印字有無、その表記方法について、団体ごとに差異があり、標準化する方針であるが、現段階では、任意に選択可能な要件としている。	§1 名簿調整システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・選挙人名簿抄本に失権者であることをわかる任意の表示をできるものとする	名簿登録後に、法11条1項、11条の2、252条、政治資金規正法28条の規定により選挙権を失った者、若しくは本市より転出した場合に、その旨を名簿に表示できること。 ※既決犯罪通知書に記載された日付けを入力する名簿抄本の作成時に、印字の有無を選択できること。 失権者が新たに転入してきた場合は、選挙人名簿に登録されないこと。 ※以前住民票があった者で、失権者に該当するケースを想定。 ※名簿に表示されない対応でも可とする。	帳票を確認 No.10 法11条適用該当者は、選挙人名簿に印刷あり又は印字なし(空白)にするかを選択できること。 No.11 入場券は発行不要(法11条適用該当者など)について、印刷しないことを選択できること。		12.失権者管理 No.3 失権者は、入場整理券の発行対象外として扱われること。	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべしと判断する登録者（O.V.11条該当）もしくは項目を非表示にして印刷できること。				
1.3.3.	失権者として登録された者の転出が確定した場合、令1条3通知を出力できること。	業務の標準化、帳票の標準化の観点から、令1条3通知をシステム出力することとする。	§1 名簿調整システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 ・失権者として登録している者が他市区町村に転出した場合、公職選挙法施行令第1条にもとづく通知を出力できるものとする ・本籍地市区町村あてに期最終確認の照会文書および回答文書出力できるものとする	公職選挙法第11条の該当者一覧および令1条3通知を出力できること。 該当者のメモ欄に記載された内容を一覧に表示できること。	<ヒアリング結果より> 令1条の3通知の出力機能はないため、ワードで作成している。	<ヒアリング結果より> システムに機能は搭載されていない。	12.失権者管理 No.8 失権者が転出した場合に、転出先市区町村宛に失権者異動通知を出力できること。 No.9 失権者異動通知の発送者一覧を出力できること。	(要望) 定時登録管理>選挙資格管理 成年後見人 No.1 失権者に係る前住所地への通知文書の印刷ができること。失権者には、国籍喪失・死亡となった者を全て含むこと。 <ヒアリング結果より> 関連する機能としては、失権者が転出した場合には、転出先に通知を出す機能はある。最初の調査仕様書において記載したが、前住所地への通知はベンダと協議し必要ないと判断に至った。	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者異動通知(令1条)出力 No.86 失権者が転出確定した際、転出先市区町村へ通知を出力できること。			

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
1.3.4 失権者一覧作成	失権者一覧を出力できること。該当者のメモ欄に記載された内容を一覧に表示できること。 また、失権者で住民異動が発生した者について異動一覧を出力できること。	紙出力後の選挙人名簿への失権者の記載反映チェック等の業務を想定し失権者一覧の出力が必要と判断した。但し、ワーキングの検討において、画面表示のみでの対応可否について、確認を行い、要件変更となる可能性がある。	§1 名簿調製システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 -登録済みの失権者で、内容を修正した者について、決裁記案用の決裁番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする -失権者として新規に登録した者について、決裁記案用の決裁番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする -失権者一覧を出力でき、必要に応じてExcelなどで2次加工が可能な形式のデータ出力も可能であるものとする -指定期間内の失権者の異動一覧を出力できるものとする <ヒアリング結果より> 失権者一覧の二次加工可能なデータの使用用途はどのようなものか。 →資格異動の通知作成の依頼分の起案等に使用している。	公職選挙法第11条の該当者一覧および第11条選出を出力できること。 該当者のメモ欄に記載された内容を一覧に表示できること。	帳票に存在する。	選挙人異動>失権者一覧 No.92 失権者を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び転出時通知日が確認できること。 No.93 失権者一覧の絞り込み条件として、通常表示、赤心者表示又は転出者表示を選択できること。		12.失権者管理 No.5 失権者一覧表を出力できること。 No.7 失権者を対象に、住記異動の一覧を出力できること。	帳票あり。	JDBAO7 名簿管理> 11条異動者一覧出力 11条該当者中住記異動が発生した者を対象に、11条異動者一覧の出力を行います。	選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者一覧表示、出力 No.83 11条該当者を画面上に一覧表示、また一覧表を出力できること。出力の際は、プリンタ、CSVファイルを選択できること。 No.84 11条該当者を画面上に一覧表示する際は、登録日、復権予定日、カナ氏名で表示のノートができること。 転出後4ヶ月を経過している者は登録日欄を黄色表示、復権予定日を経過している者は復権予定日欄を赤色表示して、確認が必要なる者を別、やすいよう表示できること。	選挙(通常選挙) > 随時帳票発行 > 帳票発行 (通常選挙) No.3-12 期間指定で以下の各種帳票が出力できる。 11条異動者一覧 (11条該当者中住記異動が発生した者の一覧を作成できる。)	選挙(通常選挙) > 登録処理 > 登録処理 > 帳票発行 No.4-22 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 失権者名簿の登録のみ作成 ※国、県レベル
復権処理	失権者の復権処理を行えること。 復権者の一覧を出力できること。	復権事由についての通知を受けた後、失権者登録者の復権処理を行う。 復権者の犯歴については、失権者の罪期を管理しない方針としたことから、管理不要と判断した。	§1 名簿調製システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者（失権者）の管理機能 -復権処理を行った者について、決裁記案用の決裁番号を付番でき、同一番号の者を抽出して一覧を出力できるものとする -復権者についても、履歴として犯歴を管理できるものとする					12.失権者管理 No.4 失権者の復権処理ができること。			選挙人名簿の登録>失権者管理>復権管理 No.85 新規登録の際、11条復権予定日を名簿管理システムが自動で計算できること。 また、この復権予定日を過ぎても自動で失権情報を削除しないこと、これにより意図せず復権が行われないよう対応できていること。		

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.4. 名簿抄本作成												
1.4.1.	名簿抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、ソート条件（投票区順・行政区順・町丁目名順・世帯主氏名の五十音順等）について任意の設定ができること。 【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。 (2021/5/11追加)	公職選挙法第20条、施行規則第一号様式に基づき、名簿抄本を作成する。 帳票様式については、標準化を行う方針であるが、ソート条件については、利用団体毎に差異があるため、任意の設定ができる方針とする。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定可能なものとする ・万一、名簿調製に失敗した場合も再実行できるものとする	名簿抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目名・世帯主氏名の五十音順にソートされていること。	帳票あり	業務機能要件書>定時登録 No.24 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内即用、閲覧用を選択することができ、交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。 「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。	選挙事務>選挙業務>定時登録業務 選挙人名簿抄本作成処理の実行 No.13 定時登録処理の選挙人名簿対象者確定処理にて作成された選挙人名簿情報より、選挙人名簿抄本を作成する。 選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。	4.定時登録（帳票） No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。	定時登録管理>名簿抄本作成 No.12 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力ができること。 (要望) 定時登録管理>名簿抄本作成 No.1003 男女別の選挙人名簿抄本の印刷もできること。 <ヒアリング結果より> 滑川町では、男女別の抄本は使用していない。調査の際に使用する可能性はある。 抄本印刷時に氏名・性別での並び替えが可能である。 男女別抄本を作成する場合は性別で並び替えて出力する運用を想定している。	JDBA10 名簿管理>選挙人名簿抄本出力 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 表示者である旨、確認できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 抹消者について、抹消者を引くことができること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>印刷出力順 No.31 名簿番号順又はカナ氏名五十音順での出力ができること。	選挙(通常選挙) >登録処理>帳票発行処理 >永久選挙人名簿作成 No.4-33 選挙資格情報より永久選挙人名簿を出力できる。
1.4.2.	支援対象者の表示/非表示、非表示の場合の表示方法（空白、行詰め等）について任意の設定ができること。	支援対象者の印字有無、その表記方法について、団体ごとに差異があり、標準化する方針であるが、現段階では、任意に選択可能な要件としている。	§1 名簿調製システム (6) DV等被害者管理機能 ・新任基でDV等被害者として処理停止が行われた者について、選挙人名簿抄本および縦覧名簿への表示・非表示を選択できるものとする	DV対象者の表示/非表示について選択できること。	<ヒアリング結果より> 通常の名簿には特段の措置無し 閲覧用の名簿については白枠で出力	<ヒアリング結果より> 空欄で出力される。	4.定時登録（帳票） No.4 縦覧用名簿を出力できること。DV-ストーカー支援対象者は出力抑制ができること。	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでない判断する登録者（DV 11条該当）もしは項目を非表示にして印刷できること。		選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>DV表示 No.28 DV該当者について、閲覧用の選挙人名簿抄本で非表示の設定ができること。 その場合は該当行を[空白行にする]、[氏名欄に「該当者なし」を表示]、[行詰め]のボタンから選択できること。		
1.4.5.	閲覧用のデータの範囲（投票区-町名-町目）を指定して、電子データの抽出ができること。	公職選挙法第28条の2、3に基づき、閲覧業務を行うため、閲覧対象者の名簿抄本を作成する。 閲覧システムも存在するが、選挙人名簿管理システム側においても簡易な閲覧用データの出力が必要と判断した。	<ヒアリング結果より> 自治体Aでは閲覧システムで対応している。	閲覧用のデータの範囲（投票区-町名-町目）を指定して、電子データ（PDF）を抽出できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>有権者の資格判定 No.19 選挙人名簿抄本がページ単位でP C画面で閲覧でき、かつ失権者等の反映も随時に行われること。 (例、ファイル形式はPDFで投票区ごとに1ファイル、1ページ当たり1画面に表示。失権者・DV支援措置対象者の行の表示・非表示は適宜切り替え可等)		選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。 ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。	4.定時登録（帳票） No.4 縦覧用名簿を出力できること。DV-ストーカー支援対象者は出力抑制ができること。	<ヒアリング結果より> 閲覧用は紙出力している。			
1.4.6.	改ページについて任意の設定（投票区、行政区、町目等）ができること。	改ページについて、利用団体毎に差異があるため、任意の設定ができる方針とする。	<ヒアリング結果より> 印刷順序は住記番号、世帯番号の順に設定している。 改ページは複数項目の設定が可能である。	町目が変わる度に改ページされること。（残りの行は空白とする。） <ヒアリング結果より> 投票区-町コードで改ページを実施	<ヒアリング結果より> 投票区ごと、行政区ごとに地番順で出力している。	<ヒアリング結果より> 行政区ごとに改ページされる。	<ヒアリング結果より> 字名で改ページ	<ヒアリング結果より> 投票区コードでまとめたうえで、行政区のカナ順で出力している。	<ヒアリング結果より> 投票区の区切りで行うが、この抄本のソート順に応じて改ページが可能、住所の大字と行政区（町内会）が選択できる。			
1.4.7.	新規登録者、抹消者の名簿抄本を一括で出力できること。 名簿抄本は、1.4.1で設定した順にソートされること。	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、抹消者についてのみを確認するため、該当者を抽出し一覧を出力する。 出力レイアウト、出力順、ソート順は名簿抄本の設定と同様の方針とする。	帳票一覧に存在する。	新規登録者・抹消者の名簿抄本を一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目名・世帯主氏名の五十音順にソートされていること。	帳票あり	帳票あり	選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。 ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 <ヒアリング結果より> 「強制付番入力データ」とは新規登録者全員に実施するものではない。選挙時登録の有無を確認するためのデータである。	4.定時登録（帳票） No.2 新たに名簿に登録された者を対象に、新規登録者名簿を出力できること。 No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	定時登録管理>新規登録者名簿作成 No.9 新たに選挙資格の登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力ができること。 定時登録管理>抹消者名簿作成 No.10 選挙資格の抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力ができること。 定時登録管理>抹消者名簿作成 No.1005 死亡、転出者おのの打出し（名簿；各投票所ごと）機能の有無を確認すること。 (要望) 定時登録管理>新規登録者名簿作成 No.1002 各種リストの印刷時に、投票区単位で改頁をずらしたいを選択できること。 <ヒアリング結果より> 死亡、転出者おのの打出しに関して、システムからの出力については、出力順、死亡転出、転出者で打ち出すことは可能。投票所単位でも出力可能。 滑川町においては、それぞれの情報を打ち出しているが、投票所ごとではなくてもよい。	JDBA02 名簿管理>新規登録者名簿出力 新たに選挙権の一括登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力を行います。 JDBA04 名簿管理>抹消者名簿出力 一括抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力を行います。	選挙資格管理>選挙人登録一覧>新規登録者一覧の作成 No.21 新規に登録した選挙人の一覧を作成できること。 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-7 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
1.5. 統計集計													
1.5.1.	投票区別、町別登録者数集計	投票区別、町別登録者数の男女別集計(選挙登録者異動増減表、選挙登録者集計表等)が可能。集計した情報の修正が可能。【標準オプション想定(指定都市)】指定都市においては、異動増減表について、区間転居集計を含むこと。	公職選挙法施行令第22条1項に基づき、各種数値を報告するための集計を作成する。	(帳票一覧に存在)	投票区別、町別登録者数の男女別集計(選挙登録者異動増減表、選挙登録者集計表等)が可能。集計した情報の修正が可能。	帳票あり	業務機能要件書>定時登録 No.20 「登録者数調べ」が出力できること。 No.21 「登録者数調べ異動者明細」が出力できること。 No.22 「登録者数年齢別集計表」が出力できること。 No.23 「投票区・地区別登録者数集計表」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成する。 ⑥ 選挙人抄本集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。	4.定時登録(帳票) No.6 投票区別登録者数の集計ができること。 No.7 投票区別抹消者数の集計ができること。 No.8 前回選挙(又は定時登録)と今回登録者数を比較し、投票区別の選挙人名簿登録者増減表を出力できること。 No.11 集計表には選挙区毎の小計が出力できること。 No.12 年齢毎の抹消者(転出、死亡、在外移転)の集計表を出力できること。 12.失権者管理 No.6 失権者の投票区別集計表を出力できること。	定時登録管理>統計集計 No.13 登録者統計および投票区別統計の集計ができること。	JDBA22 名簿管理>登録者統計集計 選挙人を対象に、登録者統計の集計を行います。 JDBA23 名簿管理>事由別新規登録者統計集計 選挙人を対象に新規登録者の集計を行います。 JDBA34 名簿管理>事由別抹消者統計集計 選挙人を対象に抹消者数の集計を行います。	選挙人名簿の登録>統計資料>投票区別、年齢別登録者数集計 No.32 投票区別、年齢別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>町別登録者数集計 No.33 町別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>投票区別、年齢別有権者数集計 No.34 投票区別、年齢別有権者数の集計ができること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-11 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 選挙人名簿登録者数リスト 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-21 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 有権者数リスト ※国、県レベルの登録のみ作成
1.6. 例月処理													
1.6.1.	例月抹消処理	例月抹消処理を実施できること。処理結果をリストとして出力できること。	住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 例月処理の実施状況については、団体により異なるが、従来実施している団体の運用変更は必要ないこと。また3ヶ月毎の定時抹消のみでは処理数が増大となる団体も存在するため、当該機能が必須と判断した。	<ヒアリング結果より> 月次抹消処理を実施している。	例月抹消処理を実施できること。処理結果をリストとして出力できること。	選挙>選挙人名簿(定時登録)>登録者の資格判定 No.13 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の選挙における登録抹消の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。また、月次での抹消判定もできること。	<ヒアリング結果より> 月例抹消は実施なし	選挙事務>選挙業務>例月処理業務 選挙人名簿対象者確定処理の実行 No.5 取得した住居情報を元に、以下の処理を行い、選挙人名簿対象者を確定して選挙人名簿情報を作成する。 ① 選挙人の転出(抹消要件(4ヵ月))等に伴う抹消者を判定する。 ② 選挙時登録該当者として転入(登録要件(3ヵ月))や20歳到達者(年齢要件)に伴う、登録該当者を判定する。 ③ 選挙簿が作成した強制付番データ(A入力)、強制抹消データ(B入力)及び、欠格者データ(C入力)や、強制投票区変更情報を取り込み、選挙人名簿情報に反映する。 ④ 上記①~③の反映結果に基づき、選挙表示の確定及び各種帳票出力の該当有無の確定を行う。 例月帳票作成処理の実行 No.6 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ③ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。	<ヒアリング結果より> 例月抹消を実施している。	<ヒアリング結果より> 随時に近い形態で月次抹消を行っている。	選挙人名簿の登録>名簿更新処理>定時登録名簿に対する抹消 No.59 定時登録名簿調整処理以降、月単位など任意に期間を指定して抹消処理ができること。また補正登録となる者、抹消取消しとなる者、転居再割り当てとなる者も処理できること。上記該当者を選挙管理委員会へ届出するための議案作成時に該当者リストを出力できること。 No.60 期間の指定は画面上から、いつから、いつまで(〇月〇日~〇月〇日)のみセットすることで、取り込み済みの住基異動分のなから対象者を自動で抽出できること。 No.61 抽出後、抹消を反映する際は(補正登録、抹消取消し、転居再割り当ても同様)、画面上に表示された対象者一覧から、対象者を一括または個人ごとに選択して処理できること。		

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体 機能要件			自治体E	自治体F	自治体G	H社	ベンダ 機能一覧		
							自治体D						I社	J社		
2. 選挙時登録管理																
2.1. 選挙時登録・抹消																
2.1.1.	選挙時登録	登録基準日、名簿調製日、選挙期日を指定し、登録基準日時点での選挙人名簿に登録される資格を有する者（18歳到達者、転入3ヶ月、職権回復、転出取消等）を一括して管理（登録）できること。 投票区は最新の住所を基に自動で設定されること。 複数選挙が同日開催される場合、選挙毎に資格判定ができること。 複数選挙区に対応していること。	公職選挙法第22条に基づき、選挙時に住民記録システムより連携された住民記録情報に基づき、公職選挙法第21条に規定された選挙資格を有する者を判断し、登録を行う。 公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。				§1 名簿調製システム (2) 永続選挙人名簿調製機能 登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、必要に応じて手動でも変更が可能であるものとする (例：統一地方選挙のように登録の移し替え停止期間中に次の名簿調製を行うなど) - <u>複数の選挙人名簿を同時に準備できるものとする</u> - <u>後の基準日で新規登録される者は、後の基準日経過まで投票できない設計となっているものとする</u> - <u>複数の選挙人名簿を同時に準備する場合、前の選挙終了後、後の選挙に選挙人名簿が引き継がれるものとする</u>	指定する日において、選挙前の基準日時点での選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括して管理（登録）できること。	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.25 選挙人名簿情報の確認が行なえ、選挙資格（登録者、有権者）及び、選挙情報の確認ができること。 選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>選挙管理 No.34 同日選挙の場合、各選挙毎の有権者判定ができること。また、この情報が期日前、不在者投票に反映できること。 選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>登録者の資格判定 No.36 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の選挙における登録抹消の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。	選挙時登録>選挙時登録 No.29 選挙時に転入・年齢到達の選挙人名簿登録ができること。また、複数の同時選挙に対応できること。 No.32 有権者に対する投票区の設定が、住所(番地)及び町会(行政区)の範囲で住民票情報から自動判定し設定できること。	他団体とは異なり、例外処理にて名簿登録処理を実行しており、選挙時登録においても、抄本作成、帳票作成、統計作成がメインの業務となる <ヒアリング結果より> 他団体と同様、定時登録・選挙時登録を実施している。	5.選挙時登録処理 No.1 選挙時登録の処理要件を登録できること。処理要件は、基準日、公示日（告示日）、選挙日を入力することで転出期限、転入期限等の要件を自動で設定できること。 No.2 年齢要件到達、転入3ヶ月要件を満たす者を対象に新規に名簿登録ができること。 5.選挙時登録処理 No.4 転出後4ヶ月以内の者を対象に、転出の表示ができること。 6.選挙時登録（帳票） No.19 年齢要件到達による新規登録者を対象に、お知らせがキを出力できること。 <ヒアリング結果より> お知らせがキについて、入場整理券とは別に出力・発送している。	定時登録管理>名簿照会 No.1 選挙資格情報と定時登録時点（選挙時登録時点）の情報を照会できること。 選挙時登録管理>移行データセット No.1021 資格移行する場合のデータセットと、住基情報システムより選挙時登録者の名簿を作成すること。 選挙時登録管理>当初移行データ取り上げ No.1022 当初移行時の全件取り上げができること。	JDBA09 名簿管理>選挙人登録 選挙資格の登録されている者を対象に、指定された選挙種別の選挙人登録を行います。 JDBA01 名簿管理>選挙資格新規登録 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者を対象に、一括登録を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調製 No.11 選挙時登録名簿の調製時は、画面上から選挙名称、登録基準日、名簿調製日、投票日をセレクトして、実行ボタンを押すだけで調製処理が完了できること。 No.12 名簿調製では公職選挙法（以下「公選法」といふ）に基づき、適正に登録、抹消ができること。また、転出取消や再転入、職権回復といった異動も正しく判定できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>複数登録日の名簿登録 No.18 複数の選挙が同日に執行される場合、執行される選挙ごとに登録基準日を設定して名簿を登録できること。最大7つまでの選挙を設定できること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>選挙時登録(国) No.4-2 国レベルの選挙登録ができる。 No.4-3 都道府県レベルの選挙登録ができる。 No.4-4 市区町村レベルの選挙登録ができる。
2.1.2.	選挙時抹消	登録基準日、名簿調製日、選挙期日を指定し、登録基準日時点での選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、国籍喪失、転出後4ヶ月経過、職権回復、在外移転）を一括して管理（削除）できること。 公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外移転登録者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外移転登録については、2.2.x[出国時申請]参照のこと。	公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外移転登録者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外移転登録については、2.2.x[出国時申請]参照のこと。				§1 名簿調製システム (2) 永続選挙人名簿調製機能 登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、必要に応じて手動でも変更が可能であるものとする	抽出対象期間（異動日、届出日）を指定し、選挙人名簿から抹消すべき者（異動事由が死亡、国籍喪失、転出後4ヶ月経過等）を一括して抹消できること。また、対象者を抽出できること。 選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>登録者の資格判定 No.36 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の選挙における登録抹消の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。	選挙時登録>選挙時登録 No.30 選挙時に転出者・死亡者の選挙人名簿の抹消ができること。 選挙人異動>抹消者一覧 No.88 抹消者（転出者、死亡者）を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び抹消日が確認できること。 No.89 抹消者一覧の絞り込み条件として、通常表示、死亡者表示、転出者表示又はその他表示を選択できること。また、抹消日の開始日及び終了日を選択できること。	<ヒアリング結果より> 他団体と同様、定時登録・選挙時登録を実施している。	5.選挙時登録処理 No.3 死亡、国籍喪失、失踪した者、転出後4ヶ月経過した者、 <u>在外移転登録</u> をした者を対象に名簿から抹消できること。	選挙時登録管理>表示削除・抹消処理 No.1024 転出後の4ヶ月経過、表示削除年月日を設定されている場合の表示、削除の日次更新ができること。	JDBA03 名簿管理>選挙資格抹消 表示者（消除者）で消滅してから4ヶ月経過した者を対象に、一括抹消を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調製 No.12 名簿調製では公職選挙法（以下「公選法」といふ）に基づき、適正に登録、抹消ができること。また、転出取消や再転入、職権回復といった異動も正しく判定できること。 選挙資格管理>選挙人抹消一覧>抹消者一覧の作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>選挙時登録(国) No.4-12 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 <u>選挙年齢未到達者名簿</u>	
2.1.3.	住民異動データ更新	選挙期間中（吸上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを自動で反映できること。また、異動者リストを日次で出力できること。	選挙時登録、選挙時抹消に係る住民記録情報のデータについて、吸上げ日から選挙期日前日までに異動が生じたため、異動情報を反映すること、及び異動者を確認するためのリストを日次で出力することが必要と判断した。				§1 名簿調製システム (2) 永続選挙人名簿調製機能 - <u>新住基から住民異動情報を取得し、随時抹消処理および関係帳票の出力ができるものとする</u>	選挙期間中（吸上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、毎日出力できること。異動者データは投票管理システムに対応していること。 選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.26 選挙資格の有無に関わらず、住記異動情報の照会ができること。	帳票あり <ヒアリング結果より> 住民記録システムと共通のDBを参照しており、常に最新の情報を取りに行っている。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙人異動情報ファイル作成処理の実行 No.22 住記システムの異動情報から選挙人情報管理システムへ連携する異動データを作成し、転送する。 <選挙人情報管理システム機能一覧> システム管理メニュー>住民記録異動データ更新 >異動データ作成 No.42 選挙事務システムから自動配信される住民記録異動データを基に、選挙人名簿を更新する。（通常は夜間（早朝）に自動実行される）※当画面から手動で実行する場合、作成開始届出日の指定が可能 処理を行う際に、以下の帳票を印刷する。 (帳票) 不在者投票採取一覧表 (帳票) 有権者自動訂正結果一覧表 (帳票) 異動件数集計表 (帳票) 選挙人名簿異動データ取込 桁あふれリスト (帳票) 選挙人名簿異動データチェックリスト (帳票) 選挙人名簿異動データチェックリスト(自動更新) 名簿管理メニュー>異動データチェック>異動データチェック No.70 日次で配信される異動データの確認を行う。異動対象者について一覧表示され個人画面への遷移・更新が可能。 手動更新対象者については、本画面より個人画面へ遷移後更新を行う。 また、以下の各帳票を印刷する。 (帳票) 選挙人名簿異動データ取込 桁あふれリスト (帳票) 選挙人名簿異動データチェックリスト (帳票) 選挙人名簿異動データチェックリスト(自動更新) 名簿管理メニュー>郵便番号付番>郵便番号付番 No.74 <u>市外転出で、予定住所または確定住所の郵便番号が設定されていない選挙人を探出し、郵便番号を設定する。</u>	5.選挙時登録処理 No.7 住所や氏名に変更があった場合、住民記録の情報より自動で名簿の更新ができること。 6.選挙時登録（帳票） No.18 選挙人を対象に、住記異動の一覧表を出力できること。	選挙時登録管理>差分移行データ取り上げ No.1023 差分用期間指定取り上げができること。	JDBA16 名簿管理>異動者一覧出力 選挙人で住記異動が発生した者を対象に、異動者一覧の出力を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>選挙時登録名簿に対する基準日時点での抹消分の反映 No.65 選挙時登録処理以降、登録基準日までの期間中の住基の異動を反映し（死亡や選り異動による加除を反映）、登録基準日時点での名簿は最新の状態となっていること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-12 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 <u>選挙年齢未到達者名簿</u>	

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体 機能要件			自治体E	自治体F	自治体G	ベンダ 機能一覧		
							自治体D					H社	I社	J社	
2.2. 選挙資格管理															
	住記異動情報反映	住民記録システムから取得した住民異動情報のうち住所異動について、選挙資格情報一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居した場合、登録内容の移替えが自動で行えること。 転出者の表示登録が行えること。 該当者の一覧を出力できること。	住民記録システムより連携された住民記録情報に基づき、公職選挙法第27条に規定された、選挙人名簿の表示および訂正等を行う。 訂正のうち、住所異動によるデータの更新については、処理件数を考慮し、自動更新とする。 選挙時においては、職権記載や職権修正、帰化、国籍回復等については、補正登録機能を用いる方針とする。												
2.2.1.	補正登録	名簿登録後も、住基異動データ連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を有する者（職権記載、職権修正、帰化、国籍回復等）を一括で追加登録できること。 該当者の一覧を出力できること。	公職選挙法第26条に基づき、補正登録を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 -名簿未登録者について、自動で名簿番号を付番し、補正登録処理ができるものとする	名簿登録後も、選挙人名簿に登録される資格を有する者を追加で登録できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.27 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。	選挙人名簿 No.80 選挙人情報の登録ができること。 No.83 登録及び修正時に、投票区、投票場所、選挙権有無、登録有無、登録日、抹消日、表示日、表示削除日、転出時通知日及び仮登録日を更新できること。	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムから新規の名簿登録が可能である。	11.異動 No.1 補正登録を行うことができること。 No.3 名簿へ異動処理を行った場合、続けて異動内容の確認帳票を出力できること。 <ヒアリング結果より> 確認用帳票は念のため保管を行っている。次回同一種別の選挙まで保管している。		選挙人名簿異動関連>入力 No.1028 住基異動がされない場合用の画面入力ができること。 (転入・職権記載、転出・職権削除、死亡・国籍喪失、転出取消・回復、訂正・転居、転入通知受理等)	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報登録 No.7 住基異動データ連携とは別に、選挙人情報を名簿管理システムへ登録できること（連携に先行して帰化者を登録、或いは補正登録する必要のある者を登録する）。 選挙人名簿の登録>名簿更新処理>選挙時登録名簿に対する抹消 No.62 選挙時登録名簿調製処理以降、日々、抹消となる者の抹消処理ができること。また補正登録となる者、抹消取消しとなる者、転居再割り当てとなる者も処理できること。上記該当者を選挙管理委員会へ諮るための議案作成用に該当者リストを出力できること。 No.63 期間の指定は画面から、いつから、いつまで(○月○日～○月○日)のみセットすることで、取込み済みの住基異動分のなかから対象者を自動で抽出できること。 No.64 抽出後、抹消を反映する際は（補正登録、抹消取消し、転居再割り当ても同様）、画面上に表示された対象者一覧から、対象者を一括または個人ごとに選択して処理できること。	選挙(通常選挙) >選挙資格異動処理>資格異動>資格登録 No.1-1 通常選挙の資格登録ができる。		
2.2.2.	訂正	選挙人名簿に登録された者で、個人情報などの誤りが判明した者について、管理（修正）できること。該当者の一覧を出力できること。 (住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 選挙時登録、選挙時抹消、住基異動情報反映において、自動更新されずエラーが発生したもののについて、一覧を表示できること。また、各エラー対象者について管理（更新）ができること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第27条3項に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 -名簿調製処理毎に住基記録情報と名簿情報の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるものについて、確認および修正を行うことが可能であるものとする -名簿の登録・抹消・投票区など強制修正が可能で、強制修正した者について帳票が出力されるものとする	選挙名簿に登録された者で、その登録内容に変更があった場合はオンラインで変更を登録できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.27 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。	選挙人名簿 No.81 選挙人情報の修正ができること。 No.83 登録及び修正時に、投票区、投票場所、選挙権有無、登録有無、登録日、抹消日、表示日、表示削除日、転出時通知日及び仮登録日を更新できること。 No.84 選挙人情報の修正時に、未登録の選挙人を選択するとエラー表示されること。	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムから名簿の訂正、抹消が可能である。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	選挙人名簿異動関連>入力 No.1028 住基異動がされない場合用の画面入力ができること。 (転入・職権記載、転出・職権削除、死亡・国籍喪失、転出取消・回復、訂正・転居、転入通知受理等)	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報訂正 No.8 個人情報などの誤りが判明した者について、住基側でデータ修正をできない場合、名簿管理システムで修正できること。	選挙(通常選挙) >選挙資格異動処理>資格異動>資格訂正 No.1-2 通常選挙の資格訂正ができる。			
2.2.3.	抹消	選挙人名簿に登録された者から、誤載などの理由でその登録を抹消すべき者を管理（削除）できること。該当者の一覧を出力できること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第28条3項に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 -名簿の登録・抹消・投票区など強制修正が可能で、強制修正した者について帳票が出力されるものとする	選挙名簿に登録された者で、その登録を抹消すべき者を抹消できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.27 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。 選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>登録者の資格判定 No.37 「選挙による抹消者リスト」が作成できること。 ●誤載による抹消者は告示する必要があるので、転出、抹消とは別にこの区分が必要である。 No.38 抹消者リスト、登録者リストなどは、投票区ごとに対象者数を集計し、リストに表示すること。	選挙時登録>選挙時登録 No.25 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。 No.31 選挙時に登録移転申請解除者の更新ができること。 選挙人名簿 No.85 選挙人情報の削除ができること。 No.86 選挙人情報の削除時に、未登録の選挙人を選択するとエラー表示されること。	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムから名簿の訂正、抹消が可能である。	6.選挙時登録（帳票） No.4 選挙期間中に転出後4ヶ月経過する者に対して、抹消予定者名簿を出力できること。 11.異動 No.2 選挙人名簿から即時で抹消を行えること。 No.3 名簿へ異動処理を行った場合、続けて異動内容の確認帳票を出力できること。	選挙人名簿異動関連>入力 No.1028 住基異動がされない場合用の画面入力ができること。 (転入・職権記載、転出・職権削除、死亡・国籍喪失、転出取消・回復、訂正・転居、転入通知受理等)	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報抹消 No.9 名簿管理システムに登録された者からの、誤載などの理由で管理する必要のなくなった者を抹消できること。 選挙資格管理>選挙人名簿登録>名簿抹消 No.13 公選法に基づき、適正に名簿抹消できること。 選挙資格管理>選挙人名簿一覧>抹消者一覧の作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。	選挙(通常選挙) >選挙資格異動処理>資格異動>資格抹消 No.1-3 通常選挙の資格抹消ができる。 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-23 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 抹消予定者名簿 ※国、県レベルの登録のみ作成			

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体 機能要件			自治体G	H社	ベンダ 機能一覧	
							自治体D	自治体E	自治体F			I社	J社
2.2.5.	再転入者管理	住民番号が同一の再転入者について、表示登録者に該当する場合、表示の削除ができること。	住民記録システムの標準仕様により、住民記録システム側で再転入になりうる対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、「住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者」を抽出する機能は不要と判断した。これにより、住民記録システム側で再転入者と判断された者が、4ヶ月未満の至らない者について、表示の削除を行う仕様とした。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 再転入者の二重登録を防止するため、同性同名で同一の生年月日の者がいる場合、名簿調整確定前に確認用の一覧が作成され、登録の可否を確認できるものとする 再転入による者について、表示の削除が可能であるものとする	再転入者候補者を抽出（氏名、生年月日等）による実行を行いし、管理できること。 また、過去1ヶ月以内に再転入した者については表示を削除できること。 再転入し、表示登録対象者に該当するものを抽出し、管理できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>登録者の資格判定 No.39 「 <u>リストは投票区ごとに改ページせず、出力枚数を少なくする。</u> 」 ●各人の投票区が表示されていることが必須	<ヒアリング結果より> 住民記録システムと共通のDBを参照しており、常に最新の情報を取りに行っているため、再転入の実態はない。	選挙事務>選挙業務>二重登録者チェック業務 二重登録者チェックリスト作成処理の実行 No.2 次回登録処理（定時登録、選挙時登録）にて二重登録者の選挙表示を修正する強制付番データを作成するため、転出予定日から1ヶ月以内に再転入した者（二重登録者）となる対象者を抽出し、チェックリストを作成する。 また、 <u>次回登録処理の対象者についての事前チェックして、選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。</u>	5.選挙時登録処理 No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の表示者については新規登録ではなく表示の取消ができること。 6.選挙時登録（帳票） No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で転出時と別個人番号で管理された者に対して、名簿に重複して登録されている可能性があるものを一覧出力できること。 No.24 対象者一覧（同住所別世帯、同性同名、同住所同世帯同性同名、同住所別投票区、同住所別行政区）が出力できること。	選挙時登録>帳票印刷 No.22 新規登録者、抹消者、表示者、表示削除者、再転入者、追加異動者、エラーリスト等を作成する機能 選挙時登録管理>同一人確認リスト作成 No.1020 合併地域内での転出入による同一人確認用の帳票を出力できること。 <ヒアリング結果より> No.1020は市町村合併において利用すると思われるが、現在は機能はない、バージョンアップ後のシステムでは搭載していない。			選挙（通常選挙）>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-26 定時登録、選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 同一人確認リスト 選挙（通常選挙）>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-9 定時登録、選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表示削除予定者名簿 ※国・県・市レベルの登録のみ作成 選挙（通常選挙）>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-10 定時登録、選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表三選除者名簿
	在外移転登録	他システムとの連携を不要とするため、在外選挙人登録を行った選挙人について、移転したことを管理（登録）できること。	2.1.2の選挙時抹消において在外移転登録者の抹消を行うため、在外登録をおこなった者の随時登録を行える機能を追加する必要と判断した。										
2.3. 二重登録者管理													
2.3.1.	二重登録者候補者抽出	二重登録者（転入者、転出者）となり得る候補者を抽出し、一括で出力できること。 新規登録者（表示登録者含む）を抽出し、一括で出力できること。	公職選挙法施行令第29条に基づき、二重投票が行われないよう他団体へ確認を行うため、二重登録となり得る者を抽出する。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	二重登録者（転入者、転出者）となり得る候補者を抽出し、一括で出力できること。 新規登録者（表示登録者含む）を抽出し、一括で出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>二重登録照会管理 No.30 重複照会対象者の抽出が自動判定できること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>自治体検索>自治体検索 No.60 検索条件（都道府県名、自治体名）を入力して二重登録情報の検索を行い、該当する自治体の二重登録情報を全件表示する。 自治体を選択し、「二重登録対象者一覧」または「二重登録可能者一覧」に遷移する。 No.61 二重登録対象者一覧 二重登録対象者の一覧を表示する。 二重登録の登録有無を変更する。 以下の各帳票を印刷する。 （帳票）転出者 案内通知一覧 （帳票）不在者投票宣誓書（兼請求書） （帳票）選挙人名簿登録者の有無について（照会） （帳票）選挙人名簿登録者の有無について（回答） （帳票）無効投票自動訂正結果票 No.67 二重登録可能者一覧 二重登録可能者の一覧を表示する。 「選挙人名簿登録（予定）者」についてを印刷する。	6.選挙時登録（帳票） No.13 転出後3か月から4か月未満の選挙人を対象に、二重登録通知の照会を目的とした二重登録候補者一覧を出力できること。	選挙時登録管理>二重登録者名簿作成 No.14 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、二重登録者名簿の出力を行います。	JDBA12 名簿管理>二重登録者名簿出力 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、二重登録者名簿の出力を行います。	選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の抽出、表示 □他市区町村の名簿に登録された者 No.35 基準日の4ヶ月前～3ヶ月前の間に転出した二重登録となりうる者の抽出ができること。 No.38 二重登録者画面ではカナ氏名、生年月日、転出日、転出先で表示のソートができること。 選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の抽出、表示 ■自市区長村の名簿に登録した者 No.41 基準日の4ヶ月以後に転入した登録者の抽出ができること。 また、 <u>基準日の4ヶ月前以後、基準日の4ヶ月前+1日以後、基準日の4ヶ月前+2日以後、基準日の4ヶ月前+3日以後の設定で抽出できること。</u> No.44 名簿登録通知画面ではカナ氏名、生年月日、転出日、転出先で表示のソートができること。	選挙（投票受付）>抄本管理>二重登録>二重登録者名簿 No.9-8 転入者、転出者内での二重登録となる人の一覧表を作成できる。
2.3.3.	二重登録者通知管理	二重登録可能者の登録通知（転入者）、二重登録可能者の登録照会（転出者）通知の出力が可能なこと。また、通知発送の有無を管理できること。	二重登録となり得る者のうち、転入者に関して、前住所の団体へ通知を行うため、通知の作成機能が必須と判断した。また、転出者に関して、前住所からの通知が受領できない場合、照会を行う必要があるため、照会通知の作成も必須である。	§1 名簿調整システム (13) 二重登録者に関する出力および処理等 ・他市区町村あてに二重登録可能期間に転出した者の登録の有無の照会と回答用文書を出力でき、回答用文書には回答処理用のバーコードを印字できるものとする ・他市区町村あてに二重登録期間に転入した者を登録した旨の通知を出力できるものとする <ヒアリング結果より> バーコードの具体的な機能について確認 →バーコードは使用していない。団体ごとの一覧からまとめて選択・登録を実施している。	二重登録可能者の登録通知（転入者）、二重登録可能者の登録照会（転出者）通知の出力が可能なこと。また、通知発送の有無を管理できること。	帳票あり No.47 「転出者確認票」が出力できること。 No.48 「照会用転出者一覧表」が出力できること。	選挙時登録>入場整理券作成>入場券作成 No.47 「転出者確認票」が出力できること。 No.48 「照会用転出者一覧表」が出力できること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>自治体検索>自治体検索 No.61 二重登録対象者一覧 二重登録対象者の一覧を表示する。 二重登録の登録有無を変更する。 以下の各帳票を印刷する。 （帳票）転出者 案内通知一覧 （帳票）不在者投票宣誓書（兼請求書） （帳票）選挙人名簿登録者の有無について（照会） （帳票）選挙人名簿登録者の有無について（回答） （帳票）無効投票自動訂正結果票	6.選挙時登録（帳票） No.11 転入後3か月から4か月未満の選挙人を対象に、転入前市区町村宛に二重登録通知書を出力できること。 No.14 転出後3か月から4か月未満の選挙人を対象に、転出先市区町村宛に二重登録照会回答書を出力できること。 No.15 転入前市区町村からの二重登録照会通知に対して、二重登録照会回答書の出力ができること。	選挙時登録管理>二重登録者通知作成 No.15 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、転入前の選挙管理委員会宛てで、二重登録者通知の出力を行います。	JDBA13 名簿管理>二重登録者通知出力 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、転入前の選挙管理委員会宛てで、二重登録者通知の出力を行います。 JDBA29 名簿管理>二重登録照会回答書出力 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を対象に、二重登録照会回答書と照会回答対象者名簿の出力を行います。	選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の通知 □他市区町村の名簿に登録された者 No.39 照会・回答通知は、氏名、性別、生年月日、転出年月日、転出先住所が出力できること。宛名タックシールは、対象となる選挙人の自治体が自動で抽出でき、窓空き封筒に対応したレイアウトで出力できること。 選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の通知 ■自市区長村の名簿に登録した者 No.45 登録通知・宛名タックシールの出力ができること。 登録通知には、登録日、氏名、性別、生年月日、転入届出日、自市区町村の住所、相手先市区町村の住所が出力できること。宛名タックシールは、対象となる選挙人の自治体が自動で抽出でき、窓空き封筒に対応したレイアウトで出力できること。	選挙（通常選挙）>登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-14 No.4-17 No.4-18 No.4-24 定時登録、選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 二重登録通知一覧表 市区町村送付用宛名シール（二重登録通知） 二重登録調査票（照会・回答） ※国、県レベルの登録のみ作成 選挙（投票受付）>抄本管理>二重登録>二重登録通知 No.9-9 転入者分の登録通知作成できる。

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧		
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
2.3.2. 二重登録者管理	二重登録者（転入者、転出者）を管理できること。 二重登録者について、他の選挙管理委員会からの照会通知に対して回答するため、登録の照会が可能なこと。	抽出した二重登録となり得る者について、転入者については、通知の発送有無、転出者については、通知の受領状況、通知が受領できなかった場合、照会通知の発送状況、回答結果について管理を行う必要がある。また、転入者に関して照会通知を受領した場合、照会及び回答送付状況を管理する必要がある。	§1 名簿調整システム (13) 二重登録者に関する出力および処理等 ・他市区町村からの二重登録の有無の照会に対し、市区町村毎に該当者を一覧表示でき、回答文書を作成できるものとする ・二重登録者の一覧を任意の並び順で出力できるものとする	二重登録者（転入者、転出者）を管理できること。 二重登録者について、他の選挙管理委員会からの通知に対し登録の照会が可能なこと。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>二重登録照会管理 No.31 重複登録照会の回答結果がきた場合、その内容をオンラインより入力することができること。また、その結果から有権者の管理ができること。	<クビアング結果より> 回答情報をシステムに手動で入力している。	<選挙情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>自治体検索>自治体検索 No.61 二重登録対象者一覧 二重登録対象者の一覧を表示する。 二重登録の有無を変更する。 以下の各権限を印刷する。 （権限） 転出者 案内通知一覧 （権限） 不在者投票宣言書（兼請求書） （権限） 選挙人名簿登録者の有無について（照会） （権限） 選挙人名簿登録者の有無について（回答） （権限） 無効投票自動訂正結果票 <選挙情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿登録者個人画面（更新） No.85 選挙人の下記の情報の更新を行う。 ・選挙人情報（住所・氏名等の個人情報） ・がき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報 ・二重登録処理に関する情報 ・郵便/船員に関する情報 投票状況を表示する。 以下の各権限を印刷する。 （権限） 不在者投票宣言書（兼請求書） （権限） 投票所のご案内 （権限） 無効投票自動訂正結果票 （権限） 有権者自動訂正結果票 （権限） 請求書（自署用） （権限） 請求書（代理記載用） （権限） 「郵便等による不在者投票」の投票用紙等の請求について （権限） 選挙権のお知らせ 個人情報の変更履歴を表示する。	13.二重登録者管理 No.1 他市区町村からの二重登録通知に基づいて、二重登録者の管理ができること。 No.2 二重登録者を登録の際には、該当者検索を転出先市区町村、カカ氏名、生年月日等で行うこと。 No.3 二重登録者として登録された者は、名簿上で容易に判別できるように表示されること。	選挙人名簿管理>二重登録情報一括入力 No.1027 転出先の自治体ごとにおける二重登録情報の一括管理ができること。 <クビアング結果より> 新住所地、前住所地ともに機能として利用している期間では、両方の場合もあれば、照会のみの場合もある。通知がきている場合は、照会は出さないというものもある。埼玉県は、基本的には通知は出さずという認識。 滑川町では、照会が行っていない、通知のみ実施している。		選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の管理、入力 □他市区町村の名簿に登録された者 No.40 他市中で登録された者を二重登録者として入力できること。また、同一市区町村の者は一括で二重登録できること。	選挙（投票受付）>抄本管理>二重登録>二重登録抹消 No.9-7 二重登録となる人名簿から抹消できる。
2.4. 投票所入場券作成												
2.4.1. 投票所入場券作成	選挙人を対象に、投票所入場券及びデータの作成が行えること。 様式は、個人票形式、世帯票形式を選択できること。 世帯票については●名まで打ち出せること。 入場券記載項目は任意の設定ができること。 名簿番号のバーコード、郵便番号のカスタマーバーコード出力ができること。投票所の案内図等併せて出力できること。 再交付が行えるようオンライン出力ができること。	投票所入場券のレイアウト標準化を行う予定であるが、団体ごとの投票所入場券の形式（個人/世帯）サイズについて、団体により異なるため任意の設定が可能となる要件とした。 また、印刷の外部委託等データの一括出力が基本であるが、業務上、修正や再作成も発生するため、再発行も必要と判断した。	§1 名簿調整システム (11) 入場整理券・転出者案内印刷データ出力機能 ・入場整理券および転出者案内作成用データを出力できるものとする（名簿番号バーコードおよび郵便バーコード含む） ・個人または世帯形式（最大6名連記まで）の選択および設定が可能であるものとする ・入場整理券用投票所案内図の取り込みおよび管理ができ、必要に応じて入場整理券作成データとして出力できるものとする	選挙人を対象に、入場整理券及びデータの作成が行えること。 入場券の宛名部分に、投票区番号、頁数、行数を印刷できること。 氏名に外字が使用されている場合もすべて印刷がされること。 カスタマーバーコード画面（当日投票及び不在者投票用）出力に対応し、投票所の案内図等併せて印刷できること。	選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>選挙管理 No.34 選挙名称の登録を行い、入力したとおりに入場券に表示できること。 No.35 入場券を再交付する際に、当初出力された宛先をオンラインで出力できること。	選挙時登録>選挙時登録>入場券作成 No.41 「入場券」を出力できること。また、種類としては個人用/世帯用/世帯用封筒版又は世帯用3連圧縮版を選択できること。 No.44 入場券にはバーコードが印刷できること。また、バーコードには投票区、索引番号(頁、番号)及び投票日が設定できること。 No.43 入場券は複数の同時選挙への対応ができること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 選挙時入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量である場合は一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑨ 選挙時に住居情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。 選挙時抄本作成処理の実行 No.19 選挙時データ現在日処理の選挙人名簿対象者確定処理にて作成された選挙人情報より、選挙人名簿抄本、名簿簿、投票所案内はがきを作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.16 入場整理券を出力できること。様式は、個人票形式と世帯通記形式を選択できること。また、カスタマーバーコードや投票受付用のバーコードを出力できること。 No.22 投票日の異なる2つの選挙が近い日程で行われる場合（統一地方選挙等）、2つの選挙をまとめて一つの入場券として作成できること。	選挙時登録管理>入場整理券作成 No.16 選挙人を対象に、入場整理券の出力ができること。 No.1008 票連1枚、3名打出し機能をもつ。宛名は世帯主の宛名とする機能をもつ。 No.1014 投票所入場券の種類、印字内容設定ができること。 No.1017 選挙人名簿抄本・投票所入場券の出力内容を確認する機能を出力できること。 選挙人名簿>入場整理券作成 同時処理>宛名シール作成 No.1040 名簿抄本登録者の宛名シール作成ができること。	JDBA11 名簿管理>入場整理券抽出 選挙人を対象に、入場整理券データの抽出を行います。 JDBA30 名簿管理>入場整理券出力 入場整理券データを対象に、入場整理券又は入場整理券（転出者用）の出力を行います。	選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券ファイルの出力 No.46 外部の委託業者による印刷のために、住民、転出者、再転入者、別送者ごとに分けてC S Vファイルの出力し提供できること。※印刷内容、レイアウトについては印刷業者へ指示。 転出者は二重登録期間内・外でそれぞれファイル出力ができること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>失権者情報との連携 No.47 失権者情報と連携して、入場券出力対象外として扱えること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券の印刷 （行内プリンター印刷の場合） No.49 名簿番号バーコード、及び郵便バーコードの印刷ができること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>投票所地図印刷 （行内プリンター印刷の場合） No.50 投票所地図データを取り込み、投票所入場券に印刷することができること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>宛名印刷項目 （行内プリンター印刷の場合） No.51 郵便番号、住所、氏名、名簿番号バーコード、郵便バーコード、入場券連番（転出者除く）、任意文字列を印刷できること。また各項目の印刷の有無を選択できること。任意文字列については職員が編集できること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券印刷項目 （行内プリンター印刷の場合） No.52 名簿番号、投票区番号、投票所名、投票所地図、任意文字列を印刷できること。また各項目の印刷の有無を選択できること。任意文字列については職員が編集できること。	選挙(通常選挙)>登録処理>帳票発行処理 >投票所入場券発行 No.4-31 選挙時登録時に作成した名簿情報より入場券を一括出力できる。 選挙(通常選挙)>システム管理>管理情報更新 No.5-7 投票所入場券の種類、印字内容設定ができる。 選挙(通常選挙)>システム管理>管理帳票作成 No.5-11 選挙人名簿抄本・投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力できる。

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧				
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
2.4.2.	投票所入場券作成	投票所入場券及びデータは、市内、市外、別送者等、任意の分類別出力できること。	投票所入場券の封入・封緘、発送業務において、市内、市外、別送者等に分類して出力することが業務の効率化に資すると判断した。	§1 名簿調製システム (11) 入場整理券・転出者案内印刷データ出力機能 ・入場整理券および転出者案内印刷データを任意の条件でグループ分けして出力できるものとする ・任意の選挙人について入場整理券または転出者案内の印刷データを全件と別に出力できるものとする ・二重登録期間に転出した事について、転出日を印刷メタデータに前記指定により抽出する機能を有し、期日前投票のみできる者とそれ以外の者を分け、それぞれ別々に一覧と転出者案内用の印刷データを出力できるものとする <ヒアリング結果より> 赤文字下線部分については、パッケージ標準にて搭載。	入場券及びデータは、市内、市外で別に出力できること。なお、都道府県レベルの選挙については、都道府県外への発送はしないこと。同様に、市レベルの選挙については、市外へ発送しないこと。	<ヒアリング結果より> 入場券の出力は市内・市外別で出力している。市外は最後にまとめて山分けして外部委託事業者から受領している。	選挙時登録>選挙時登録>入場券作成 No.42 入場券の出力単位(く)を住居者、転出予定者、県内転出者、県外転出者・ 重複消滅、失権・死亡 、再転入者に分けて出力できること。 No.45 「宛名タックシール」が出力できること。 (転出者へ入場券等を郵送する) <ヒアリング結果より> 重複消滅、失権・死亡の入場券については、引き抜きのため別途出力している。	<ヒアリング結果より> 選挙時登録(帳票) No.26 転出者宛の宛名シールが出力できること。 No.27 指定された施設の住所と一致する住所の対象者が分かる一覧(施設世帯入場券発送者リスト)が出力できること。 <ヒアリング結果より> 指定された施設の住所と一致する住所の対象者が分かる一覧はカスタマイズを実施した機能となる。指定施設への一括送付のため用いている。						選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券ファイルの出力 No.46 外部の委託業者による印刷のために、住居、転出者、再転入者、別送者ごとに分けてCSVファイルを出し提供できること。※印刷内容、レイアウトについては印刷業者へ指示。 転出者は二重登録期間内・外でそれぞれファイル出力ができること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券の印刷 (市内プリンター印刷の場合) No.48 入場券を住居、転出者ごとに分けて印刷することができること。また個人形式、世帯形式のいずれにも対応できること。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-25 転出者お知らせ用はがき ※国、県レベルの登録のみ作成
		【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、行政区毎に出力できること。													
	不達管理	宛先不明等で投票所入場券が返戻された者を管理(登録)できること。 バーコードを読み込むことで対象者を検索できること。	不達となり返戻された投票所入場券については、市民課等において不現住の実態調査の情報として利用するケースもあるため、管理を行う方針とする。	§1 名簿調製システム (12) 入場整理券不達・紛失管理および再発行 ・宛先不明等で入場整理券が配達されず返戻された者を管理できるものとする	<ヒアリング結果より> システムにて不達登録を行い、入場券自体は、事務局で保管後、当日投票所で再発行を実施している。	<ヒアリング結果より> システムでの登録は行わない、まとめて保管しており、問い合わせがあれば対応している。	<ヒアリング結果より> システムでの登録は行わない。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿定時登録>はがき返却・再発行入力 No.95 入場券はがきの再発行、返戻・紛失・未着情報の登録等を行う。 <ヒアリング結果より> 入力誤りの是正のため、画面で枚数の調整が実施できる機能である。ほとんど使用例はない。		<ヒアリング結果より> 返戻は、システムで入力できる機能があるが、滑川町では、利用していない。システム外の台帳で管理している。	選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券不達管理 No.56 宛先不明で入場券返戻された者について管理できること。画面上で入場券のバーコードを読み込むことで対象者が検索表示できること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>不現住者管理 No.57 入場券が二度不達となった者を不現住者として管理できること。該当者は入場券の出力対象外として扱えること。また、該当者に異動があった場合は画面上で色分けして判別しやすいよう表示できること。画面上で入場券のバーコードを読み込むことで対象者が検索表示できること。				
	投票所入場券追加作成	投票所入場券発送以降に補正登録や抹消等により、選挙人名簿登録された者に対して、追加で投票所入場券または転出者案内を作成しオンラインで出力できること。	発生頻度は低いと想定されるが、業務上、搭載することで利便性が向上すると判断した。	§1 名簿調製システム (11) 入場整理券・転出者案内印刷データ出力機能 ・補正登録や抹消等により、追加で入場整理券または転出者案内を作成する場合などのため、任意の選挙人について入場整理券または転出者案内の印刷データを出力できるものとする									選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>補正登録者への入場券発行 (市内プリンター印刷の場合) No.54 入場券発送以降に補正登録により選挙人名簿に登録された者に対して、入場券を出力することができること。		
	引き抜きデータ一覧作成	投票所入場券および転出者案内用のデータ出力後に、抜き取りが必要となった者の一覧を出力できること。 【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	投票所入場券データ作成時点から発送までの住民異動による封入・封緘後の投票所入場券の引き抜き業務の効率化に資するものとして必須と判断した。	§1 名簿調製システム (11) 入場整理券・転出者案内印刷データ出力機能 ・入場整理券および転出者案内用の当初データ出力後、届出し前のある時点で、抜き取りが必要となった者について、抜き取り作業および再印刷に必要なデータを出力できるものとする				<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>発送集計入力>発送集計、発送枚数(日次集計) No.57,58 はがきの抜き取り枚数、新規発行枚数の調整を行う。 郵便局ごとの日々のはがき処理の状態を表示する。 「発送集計表」を印刷する。 <ヒアリング結果より> 入力誤りの是正のため、画面で枚数の調整が実施できる機能である。ほとんど使用例はない。				選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券引き抜き対象者の出力 No.55 入場券出力後、引き抜き対象者を出力できること。			

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧				
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
2.5. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成														
2.5.1. 基準日登録選挙人名簿抄本	<p>各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。</p> <p>名簿抄本は、ソート条件（投票区順・行政区順・町丁目名・世帯主氏名の五十音順等）について任意の設定ができること。</p> <p>改ページについて任意の設定（投票区、行政区、町目等）ができること。</p> <p>表示者、抹消者、失権者、復権者の表記について任意の設定ができること。</p>	<p>共通要件の「選挙定義」に設定した基準日を基に、選挙時登録における選挙人名簿抄本を作成する機能として定義する。</p> <p>名簿の出力順、表記設定については、各団体で異なるため任意の設定が可能な要件とした。</p>	<p>§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定可能なものとする ・万一、名簿調製に失敗した場合も再実行できるものとする</p>	<p>各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。</p> <p>名簿抄本は、投票区別・町丁目名・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。</p> <p>※通常のPDFデータに加え、1ページに2ページ分（2UP）表示されたデータを作成すること。</p> <p>※一度のバッチ処理で、名簿作成処理が完了すること。（現行システムではバッチ処理の内容が不十分であり、2回目のバッチ処理で処理が完了する。）</p> <p><ヒアリング結果より> 2UPのデータの選挙人名簿抄本は印刷時間短縮・資源節約のために要件化している。</p>	<p>選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>有権者の資格判定 No.42 登録者情報から、有権者の資格判定ができること。また、住民異動情報が確認できること。</p> <p>選挙>選挙人名簿（選挙時登録）>復権者管理 No.43 選挙時登録後に復権し、復権した旨を入力した選挙人の情報が他の選挙人と同様に選挙人名簿に記載されること。</p>	<p>選挙時登録>選挙時登録 No.38 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内部用、閲覧用を選択することができ、交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。</p> <p>「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。</p>	<p>選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 No.18 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行</p> <p>選挙人名簿情報取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。</p> <p>⑨ 選挙時に住居情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名寄簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。</p> <p>選挙時抄本作成処理の実行 No.19 選挙時データ現在日処理の選挙人名簿対象者確定処理にて作成された選挙人情報より、選挙人名簿抄本、名寄簿、投票所案内はがきを作成する。</p> <p><選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿抄本作成>抄本画面 No.75 出力条件（投票区、自名条丁名）を設定し、抄本を印刷する。 抄本を印刷するプリントの選択を行う。 表示されている選挙人の個人情報を表示する。</p> <p><ヒアリング結果より> 名寄簿とは五十音順の名簿である。</p>	<p>6.選挙時登録（帳票） No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。 No.6 縦覧用名簿を出力できること。DV-ストーク支援対象者は出力抑制ができること。 No.28 選挙人名簿に出力される失権者は、表示欄に文字で表示できること。 No.29 選挙人名簿の両側に行番号が表示されること。</p>	<p>選挙時登録管理>選挙人名簿抄本-帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。</p> <p>選挙時登録管理>印字情報確認リスト作成 No.1017 選挙人名簿抄本-投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力ができること。</p> <p><ヒアリング結果より> 選挙人名簿抄本と、入場券を組み合わせることで、マニュアル対応を実施している。システムから特定の帳票の出力はしていない。</p>	<p>JDBA10 名簿管理>選挙人名簿抄本出力 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行います。</p>	<p>選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。</p> <p>選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 表示者である旨、確認できること。</p> <p>選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 抹消者について、抹消線を引くことができること。</p>	<p>選挙(通常選挙)>登録処理>帳票発行処理 >選挙人名簿抄本発行 No.4-28 選挙時登録時に作成した名簿情報より名簿抄本を出力できる。</p> <p>選挙(通常選挙)>システム管理>管理帳票作成>印字情報確認リスト作成 No.5-11 選挙人名簿抄本-投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力できる。</p>		

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
2.5.3. 新規登録者、抹消者名簿等出力	新規登録者、抹消者の名簿抄本一括で出力できること。 名簿抄本は、2.5.1で設定した順にソートされること。 【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、抹消者についてのみを確認するため、該当者を抽出した一覧を出力する。出力レイアウト、出力順、ソート順は名簿抄本の設定と同様の方針とする。	(帳票一覧に存在)	新規登録者・抹消者の名簿抄本一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁目・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。 ※抹消者の名簿抄本は事由別の抹消者一覧が出力できれば可とする。				選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑨ 選挙時に住記情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。 選挙事務>選挙業務>選挙時登録基準日業務 選挙時登録基準日帳票作成処理の実行 No.26 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.2 新たに名簿に登録された者を対象に、新登録者名簿を出力できること。 No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	選挙時登録管理>帳票出力管理 No.1010 期間指定での登録者名簿、抹消者名簿、訂正者名簿等の帳票出力ができること。 選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。 選挙人名簿異動関連>表示・抹消者一覧 No.1031 各種表示者・抹消者一覧作成ができること。	JDBA02 名簿管理>新規登録者名簿出力 新たに選挙権の一括登録を行った者を対象に、新規登録者名簿の出力を行います。 JDBA04 名簿管理>抹消者名簿出力 一括抹消を行った者を対象に、抹消者名簿の出力を行います。		選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-7 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿（縦覧用）
2.5.5. 住民異動者一覧等作成	選挙期間中（取上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、日次で出力できること。 【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	選挙期間中の住記異動を捕捉し、正しく選挙人名簿に反映するため、確認用帳票として出力する。 なお、異動者データの連携については、連携要件へ記載するため、当該項目については定義しない。	<ヒアリング結果より> 選挙期間中の住民異動データは日次で住記システムから連携している。帳票は出力可能だが、使用していない。	選挙期間中（取上げ日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、毎日出力できること。異動者データは投票管理システムに対応していること。 ※投票管理システムへのデータ取込は職員または投票管理システム側のSEが実施する。		選挙時登録>入場整理券作成>入場券作成 No.46 「表示有権者名簿」が出力できること。 No.49 「異動者リスト」が出力できること。 No.51 「転出者リスト」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面・集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑨ 選挙時に住記情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。 選挙事務>選挙業務>選挙時登録基準日業務 選挙時登録基準日帳票作成処理の実行 No.26 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集計表を作成する。 ③ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.31 期間指定により異動者一覧を作成できること。	選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力管理 No.1013 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。 選挙人名簿異動関連>住基連動チェック No.1029 住基連動確認用帳票が出力できること。	JDBA16 名簿管理>異動者一覧出力 選挙人で住記異動が発生した者を対象に、異動者一覧の出力を行います。			

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧					
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社			
2.6. 統計集計															
2.6.1.	投票区別登録者数集計	任意のタイミングで、投票区別の登録者数、新規登録者数、抹消者数の集計が可能。集計した情報の修正が可能。	各自治体における統計作成のため、集計機能を定義する。登録者数集計に関して、抹消者、新規登録者の集計も行うため、当該機能を明示した。また、集計後の変更に対応するため、集計情報の修正を定義する。	（帳票一覧に存在）	任意のタイミングで、投票区別投票者数の集計が可能。集計した情報の修正が可能。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	選挙時登録>選挙時登録 No.28 「投票区別 新規登録者数集計表(18歳)」が出力できること。 No.34 「登録者数調べ」が出力できること。 No.36 「登録者数年齢別集計表」が出力できること。 No.37 「投票区・地区別登録者数集計表」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業務 No.18 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強前付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト-集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、縦覧用書面-集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ C入力票を用いて選挙人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト-集計表を作成する。 ⑥ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑦ 選挙人名簿-集計表を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑧ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑨ 選挙時に住記情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち本プリントとする。 ⑩ 有権者数を今回該当者、既登録者に振り分け、投票所案内はがき枚数、抹消者数などを集計し全市集計表を作成する。	6.選挙時登録（帳票） No.8 投票区別登録者数の集計ができること。 No.9 投票区別抹消者数の集計ができること。 No.20 集計表には選挙区毎の小計が出力できること。 7.選挙前日（帳票） No.2 投票区別登録者数の集計ができること。 No.3 投票区別当日有権者数の集計ができること。	選挙時登録管理>統計集計 No.18 当日有権者統計の集計ができること。	JDBA22 名簿管理>登録者統計集計 選挙人を対象に、登録者統計の集計を行います。 JDBA23 名簿管理>事由別新規登録者統計集計 選挙人を対象に新規登録者の集計を行います。 JDBA34 名簿管理>事由別抹消者統計集計 選挙人を対象に抹消者数の集計を行います。	選挙人名簿の登録>統計資料>投票区別、年齢別登録者数集計 No.32 投票区別、年齢別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>町別登録者数集計 No.33 町別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>投票区別、年齢別有権者数集計 No.34 投票区別、年齢別有権者数の集計ができること。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-11 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 選挙人名簿登録者数リスト 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-21 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 有権者数リスト ※国、県レベルの登録のみ作成		
2.6.2.	投票区別、町別登録者数の集計(選挙登録者異動増減表等)が可能。集計した情報の修正が可能。一覧等の出力が可能。	公職選挙法施行令第22条1項に基づき、各種数値を報告するため集計を作成する。また、集計後の変更に対応するため、集計情報の修正を定義する。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能 -名簿登録者数等の人数の推移を確認でき、Excel等で2次加工可能なデータで出力できることとする	<ヒアリング結果より> 二次加工する事務内容について確認。 →前回処理時からの増減を確認するとともに、委員会報告用の資料作成に使用している。(自治体A)	投票区別、町別登録者数の集計(選挙登録者異動増減表等)が可能。集計した情報の修正が可能。一覧等の出力が可能。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	選挙時登録>選挙時登録 No.35 「登録者数調べ異動者明細」が出力できること。 選挙時登録>入場整理券作成>入場券作成 No.50 「選挙人名簿集計表」が出力できること。	6.選挙時登録（帳票） No.10 前回選挙（又は定時登録）と今回登録者数を比較し、投票区別の選挙人名簿登録者増減を出力できること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。						
	【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、異動増減表について、区間転居集計を含むこと。														